明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（外務一五七）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同一五八）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一一二九）　九
○生産業者又は輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件（同一一三〇）　九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、個人型年金規約の一部を変更する規約、型式適合認定、型式部材等製造者の認証関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四四

告　示

○外務省告示第百五十七号

外務省告示平成二十一年第百二号に関し、国連安全保障理事会決議第七百五十一号及び同決議第千九百七号に基づき設置された委員会が、平成二十二年九月二十四日、平成二十三年七月二十八日及び平成二十四年二月十七日に同決議第千八百四十四号8に従って指定した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年六月外務省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

（別表）に次のように加える。

12. ジムアール・アリ・アフメド・ヌール（別名：(a) ジムアール・アフメド・アリ、(b) ジムアール・アフマド・ヌール・アリ、(c) ジムアール・シェイク・アフメド、(d) ジムアール・アフマド・アリ、(e) ジムアール・シャイク・アフメド・ヌール
Jim'ale, Ali Ahmed Nur (a.k.a.: (a)JIM'ALE, Ahmed Ali (b)JIM'ALE, Ahmad Nur Ali (c) JIM'ALE, Sheikh Ahmed (d)JIM'ALE, Ahmad Ali (e)JIM'ALE, Shaykh Ahmed Nur
生年月日：1954年
出生地：ソマリア・エイルブール
国籍：ソマリア。また、ジブチ国籍も所持していると見られる。
パスポート番号：A0181988（ソマリア）　有効期限：2011年1月23日
活動地域：ジブチ共和国・ジブチ
ジムアール・アリ・アフメド・ヌールは、イスラム過激派アル・シャバーブの前身であるソマリア・イスラム法廷連合で指導的な立場にあり、ジブチを拠点に商業活動等を展開し、アル・シャバーブへの資金提供、武器を含めた機材供与、送金手段及び通信手段を提供している。

○外務省告示第百五十八号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十四年第百号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十三年十一月二十九日、十二月十三日、二十八日及び三十日、平成二十四年一月六日、二十五日、二月二十一日、三月一日、五日、十二日、十四日、十六日及び二十日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十四年四月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

別表の56.、166.、169.、171.、192.、217.、218.、219.、220.、221.、223.、224.、225.、226.、227.、235.、237.、240.、241.、242.、243.、244.、245.、246.、247.、248.、249.、251.、273.、332.、340.、463.、468.、488.、572. 及び575. を次のように改正する。601.、602.、603.、604.、605.、606.、607.、608.、609.、610.、611.、612.、613.、614.、615. 及び616. を追加する。

（別表）

1. 次のとおり改訂する。

【タリバーンと関係を有する個人】

56. 削除